

事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件で
ご利用できます。

ここに掲載されている事業や融資制度は主なものです。
このほかにも利用できる事業や融資制度がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ●農地などの取得 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備 	(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金 (略称:スーパーL資金)	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 	(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金	25年	3～10年
<ul style="list-style-type: none"> ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入、育成費、施設のリース料 ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備など 	(エコファーマー・6次産業化法の認定を受けた方等) 農業改良資金	12年	3～5年
<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金 (略称:スーパーW資金)	10～15年	3年
事業再生による農業者の再生・整理承継			
<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再生に必要な資金 	経営体育成強化資金	25年	3年
環境保全への取組み、生産基盤の整備や地域振興			
<ul style="list-style-type: none"> ●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス活用施設の整備 ●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備 	畜産経営環境調和推進資金	15～20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備 	農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス活用施設)	15～20年	3年
	農業基盤整備資金	25年	10年
	担い手育成農地集積資金	25年	10年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～25年	10年
ベンチャーなど新規事業育成			
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) <ul style="list-style-type: none"> ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金(特別振興事業)	10～15年	3年
	資本性ローン	18年固定	8年固定
適切な森林整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良 	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)	20～55年	3～35年
	森林整備活性化資金	30年	20年
林業の担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得 	林業経営育成資金	20～35年	20～25年
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設定 ●集会施設などの設置 	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
	農林漁業施設資金	15～20年	3年
	中山間地域活性化資金	15～25年	3～8年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●復旧造林、林道の復旧 	林業基盤整備資金(災害復旧)	20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～20年	3年

資金の使いみち		主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
漁業融資	漁業の担い手の経営改善			
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備 	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置 	漁船資金	5～12年	2年
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組み			
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備 	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
	漁村環境活性化			
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備 	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年	3年
	セーフティネット機能			
	<ul style="list-style-type: none"> ●負債整理資金 	漁業経営安定資金	15～20年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～20年	3年	
食品産業融資	安全・安心な食品の安定供給への取組み			
	<ul style="list-style-type: none"> ●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など 	食品産業品質管理高度化促進資金(略称:HACCP資金)	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など 	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備 	中山間地域活性化資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など 	特定農産加工資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●いわし、さばなどの水産加工施設の整備など 	水産加工資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など 	新規用途事業等資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備 	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●卸売市場、場内業者施設の整備 ●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備 ●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備 	食品流通改善資金	15～25年	3～5年	

1 融資の限度額について

- 融資対象事業に対し、お客さまが負担する額の30～80%を上限に融資することとしています(一部、例外もあります)。
- 融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

- 利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です。(資金によっては融資後10年経過ごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります)。
- 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- なお、最新の金利は日本公庫のホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)でご覧いただけます。

3 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

平成25年度の融資制度の主な改定事項(トピックス)

認定農業者に対するスーパーL資金の実質無利子化制度

「人・農地プラン」等に基づき、地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者を支援するため、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度が措置されました。

➡ スーパーL資金の実質無利子化制度の概要

対象となる方	「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者 ^(注1、2)
対象案件	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に貸付決定した案件
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等 ^(注3)
融資限度額	個人:3億円(特認6億円)、法人:10億円(特認20億円)
返済期間(以内)	25年(うち据置10年)
無利子となる期間	貸付当初5年間

(注1)「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため

- 今後の地域の中心となる経営体はどこか
- 地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- 地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方

等について、集落・地域における話し合い、市町村による検討会を通じて策定されるものです。

(注2)東日本大震災で津波被害のあった6県50市町村においては「経営再開マスタープラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者が対象となります。

(注3)経営の安定化(負債整理など)のための資金をご利用いただく場合は、実質無利子化の対象となりません。

また、国庫補助事業の補助残部分をご融資の対象とする場合、円滑化貸付制度(無担保・無保証人)をご利用いただく場合は、平成24年度補正予算で措置された融資枠の範囲内において、実質無利子化の対象となります。

畜産業者に対する農林漁業セーフティネット資金の特例制度

配合飼料価格の高騰又は高止まりの影響を受けた畜産業を営む方を対象に、農林漁業セーフティネット資金の特例制度が措置されました。

➡ 農林漁業セーフティネット資金の特例制度の概要

対象となる方	配合飼料価格の高騰または高止まりの影響を受けた畜産業を営む方
対象案件	平成25年1月1日から平成26年3月31日までに貸付決定した案件
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
担保・保証	実質無担保・無保証 ● 担保: 不要 ● 保証: 原則として、個人の場合は不要、法人の場合は代表者のみ
融資限度額	既往の残高と通算して600万円 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、農業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額、又は、粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額(3/12から6/12に引上げ)

水産加工資金の適用期限の延長

制度のご利用の根拠となる水産加工業施設改良資金融通臨時措置法が、平成30年3月31日まで延長されました。

また、指定水産動植物に「たこ」が追加されたほか、利用の程度が低い水産動植物について、特定の都道府県における事業が対象となるよう拡充されました。

➡ 水産加工資金の概要

対象となる方	水産加工業を営む法人・個人、水産業協同組合、中小企業等協同組合
対象となる事業	1 指定水産動植物 指定魚種を原材料とし、新製品(内容や形態等に新規性があると認められる製品)・新技術(製品の品質向上又はコストを引き下げる技術、新製品を製造するための技術の導入)の開発・導入のための事業に必要な施設の取得など 2 低・未利用水産動植物 食用水産加工品としての利用が相当程度促進されることが見込まれる特定の都道府県において、該当する次の魚種を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の取得など えそ、このしろ、さめ、しいら、たちうお、とびうお、にぎす、にしん(ただし、対象都道府県の指定あり)
融資限度額	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
返済期間(以内)	15年(うち据置3年)

東日本大震災により被災された皆さまへの対応

農林漁業者及び食品産業事業者向け特例融資制度

1 対象となる方^(注1)

平成23年3月11日以降に発生した地震に起因する以下のいずれかの要件を満たす農林漁業者等

(原則として、特定被災区域^(注2)には場、事業所その他の拠点を有している方に限る)

(1) 本人の被災が罹災証明書等で確認できる農林漁業者等

(2) 重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書等が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等

2 制度の概要

	特例融資の内容	対象資金
償還期限・据置期間の延長	償還期限及び据置期間を、制度上それぞれ3年延長	農業改良資金を除く全資金
実質無利子化	利子助成機関からの利子助成により、一定期間(最長18年間(林業のみ最長15年間))貸付利率を実質無利子化 ^(注3)	【農業】スーパーL資金、経営体育強化資金、農業基盤整備資金
実質的な無担保・無保証人融資	原則として、以下の取扱いとします。 ●担保: 融資対象物件に限る(運転資金の場合等は不要) ●保証人: 個人の場合は不要、法人の場合は代表者のみ	【漁業】漁船資金、漁業経営改善支援資金、漁業経営安定資金、漁業基盤整備資金 【林業】林業基盤整備資金 【農林漁業共通】農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金 【食品産業】水産加工資金
融資限度額の引き上げ	(1) 農林漁業セーフティネット資金(資金使途: 運転資金) 残高通算で1,200万円(特に必要と認められる場合は年間経営費の12/12相当額又は粗収益の12/12相当額のいずれか低い額) (2) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)(資金使途: 災害復旧) 負担額又は1施設当たり1,200万円(漁船は7,000万円)のいずれか低い額 (3) 経営体育強化資金(1「対象となる方」の(1)に限る) 《再建整備資金 ^(注4) 》 個人2,000万円(特認3,500万円、特定5,000万円)、法人8,000万円 《償還円滑化資金 ^(注5) 》 経営改善計画の5年間(特認25年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額 なお、本資金の貸付額の合計限度額は個人2億5,000万円、法人8億円 (4) 漁業経営安定資金(1「対象となる方」の(1)に限る) 《償還円滑化資金 ^(注6) 》 対象資金に漁業近代化資金を加える等と共に、漁業経営安定計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額と所定の金額から算出される額のいずれか低い額	
その他	借入金の一部を資本とみなすことができる資本性ローン	スーパーL資金

(注1) 1「対象となる方」以外で、原発事故による出荷制限、風評被害等を受けている農林漁業者等には、一定の要件の下で2「制度の概要」の「償還期限・据置期間の延長」及び「融資限度額の引き上げ」の(1)「農林漁業セーフティネット資金(資金使途: 運転資金)」を適用します。

(注2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域。

(注3) 事業内容によっては、利子助成期間が5年になる場合があります。

(注4) 制度資金以外の営農資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金。

(注5) 農業の制度資金の負債を整理し、支払いを円滑にするために必要な資金。

(注6) 公庫資金の負債を整理し、新たな漁船等を計画的に取得する内容を含む計画を達成するための資金。